

採用選考と採否通告

1. 公正な採用選考について

- ① 応募書類が到着しましたら、選考日時、場所、試験内容など必要なことについて、早めに学校を通じて応募者へ連絡をしてください。
- ② 書類による選考のみではなく、面接試験等を実施してください。
- ③ 本人の適性、能力以外のこと（親の職業、家庭状況等）を採用の条件にしないこと。
- ④ 面接の際、職務との関連において本人の適性と能力を見いだすもの以外の質問をしないこと。また、面接に当たって、親の同伴を義務づけるものでないこと。

2. 応募書類について

- ① 中卒者については「職業相談票乙」、高卒者については「全国高等学校統一（応募）用紙」、また、大卒者等については、大学等指定書類を使用し、就職差別につながるおそれのある「会社指定用紙」（社用紙）の提出を求めないようにすること。
- ② この統一応募書類以外のものの提出を、本人又は学校に要求することは一切禁止となります。

3. 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取り消し並びに入職時期繰り下げが生じないように、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。（採用内定取消しの防止について）

(1) 募集の中止及び募集人員の削減について

事業主は、新規学校卒業者を対象とした求人を出発所、高等学校等に申し込んだ後に、当該求人を取り消し、又は求人数を減じようとするときは、当該求人の申し込みを行った安定所へ様式 18「新規学校卒業者に係る募集の中止・募集人員の削減通知書」により通知が必要となります。（職業安定法施行規則第 35 条第 2 項第 1 号）

なお、受付期間の満了に伴い当該求人を取り消す場合には、通知は不要です。

(2) 採用内定取り消し並びに入職時期繰り下げについて

- ① 採用内定取り消しは、対象となった学生及び生徒本人並びに家族に計り知れないほどの打撃と失望を与えるとともに、社会全体に対しても大きな不安を与えるものであり、決してあってはならない重大な問題です。

採用内定を受けた学生及び生徒は、当該企業を信頼して、いわば他の企業を選択する権利を放棄するものであることから、採用内定取消しを行った事業主の社会的責任は非常に重大です。

加えて、入職時期繰り下げについても、学生生徒の当該事業主に対する信頼を損ない、入職後の職業生活にも影響を与えかねない問題です。

このため、このような事案が生じた場合、事業主に対してハローワーク等への事前通知を法令で定めるとともに、採用内定取消し等の防止について考慮すべき事項を「新規学校卒業者の採用に関する指針」で定めているところです。（厚生労働省 H P 参照 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133085.html>）

- ② 若者雇用促進法に基づく指針では、労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取り消しは無効されることに十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力などを行わなければなりません。やむを得ない事情により内定取消しなどを行う場合には、就職先の確保について最大限の努力を行わなければなりません。
- ③ 万が一、採用内定取消しや入職時期繰下げを行う場合には、職業安定法施行規則第 35 条第 2 項の定めにより、予め所定の様式をハローワーク等に通知することになっています。

4. 採否通知

採用の選考試験等が終了しましたら、応募者が結果を待っておりますから、**早め（できるだけ7日以内）**に採否の通知を行ってください。

(1) 中学卒業者

紹介した安定所及び学校において、選考結果を把握する必要がありますので、紹介状の「採否結果通知書」に、採否の顛末を記入のうえ安定所へ返送してください。

(2) 高校卒業者

紹介した学校と学校を通じて応募者に対して、選考結果について通知してください。

この場合、相互の行き違いが生じないように、様式は任意ですが、次の「例示」のような内容が記載された書面を使用して、通知を行うようにしてください。

また、「紹介状・採否結果通知書」の添付があった場合、紹介状の「採否結果通知書」に、採否の顛末を記入のうえ安定所へ返送してください。

「例示」

令和 年 月 日	
高等学校長 殿	
(事業所名)	
(代表者名) ⑩	
採用試験の結果について	
このたびは当社の採用試験に、ご応募いただきありがとうございますございました。	
慎重に選考しました結果、次の通り決定いたしましたのでお知らせします。	
応募者氏名	採用・不採用
[不採用理由:]]
応募者氏名	採用・不採用
[不採用理由:]]
・採用決定の応募者についての入社日等は、後日、本人へお知らせします。	
・不採用となりました応募者の書類は、同封のうえお返ししますので、ご査収ください。	

5. 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者については、4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者については、卒業後とすること（研修、アルバイト等含む）。